

「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」に係る製品認証機関の調査に係る申請から調査完了までの手続
き

JAB NDP510:2022

第3版：2022年06月10日

第1版：2009年02月01日

公益財団法人 日本適合性認定協会

「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」に係る製品認証機関の調査に係る申請から調査完了までの手続き

1. 適用範囲

本文書は、製品認証機関が公益財団法人日本適合性認定協会（以下、本協会という）による特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第14項第1項に規定する調査を受ける場合の申請から調査完了までの手続きの概要を示すものである。

2. 関連文書

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律

JAB DP200 「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」に係る製品認証機関の認定のための調査手順

JAB DFP01 調査申請書

JAB DF04 調査申請受理通知書

JAB SG200 認定に関する異議申立て及び苦情対応規定

3. 申請から調査完了までの手続き

申請から調査完了までの手続きは、JAB DP200「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」に係る製品認証機関の認定のための調査手順」及び添付の「製品認証機関調査の業務フロー」に従って進められます。

3.1 申請

調査を申請する製品認証機関（以下、申請機関という）は、本協会指定の調査申請書（JAB DFP01）に調査に必要な事項をすべて記入し、記名捺印の上、提出して頂きます。書類が整備されていて、かつ調査実施可能で、主務大臣への認定申請書が受理されていること（受理見込みを含む。）が本協会を確認できれば、手数料をお支払い頂きます。支払いの確認の後、本協会は、申請を受理します。受理された申請については申請機関に調査申請受理通知書（JAB DF04）を送付します。

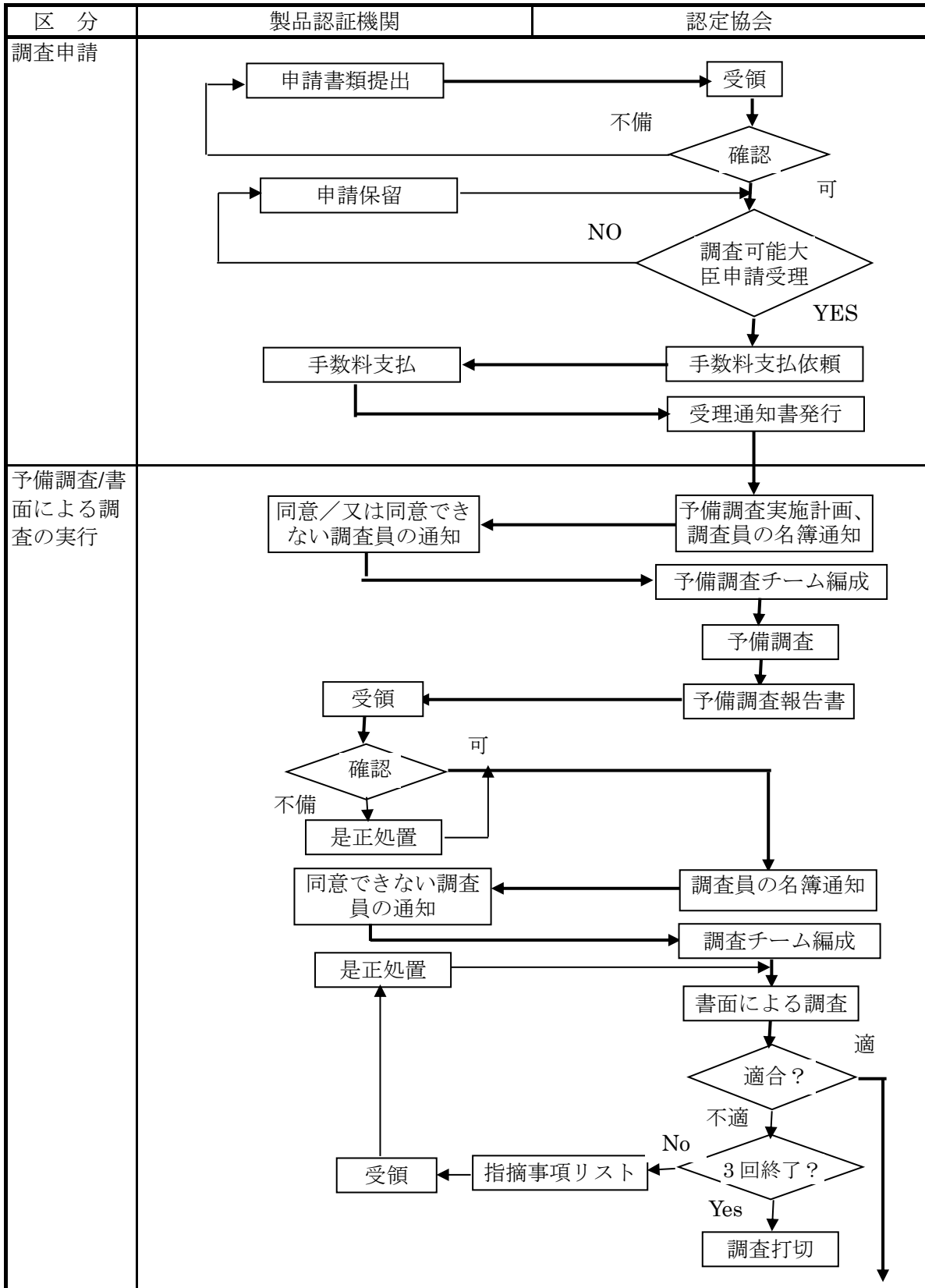
3.2 調査

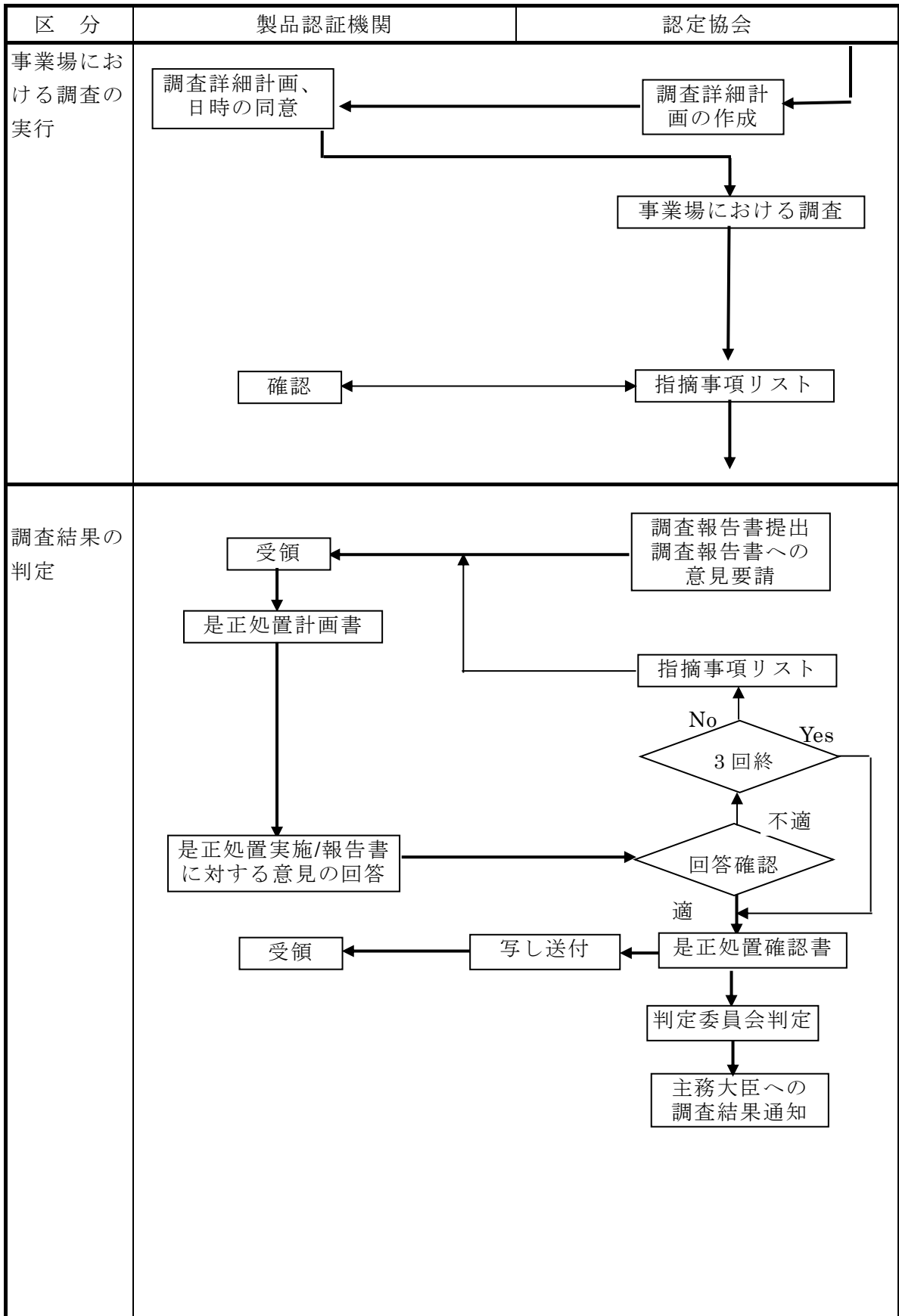
調査の一連のプロセスとして、予備調査(希望する場合に限る。)書面による調査、事業場における調査及び実地調査があります。本協会は、申請を受理した後、ご希望により申請機関を訪問して、申請の調査範囲の確認、調査を受けるための準備状況の把握、申請機関との質疑応答のための予備調査を行います。予備調査実施に際しては、申請機関の同意を得て調査員による調査チームを編成します。本協会（調査チーム）は、予備調査終了時、予備調査報告書を申請機関に提出します。その後、書面による調査以降の調査を担当する調査員及び必要に応じ技術専門家から成る調査チームを申請機関の同意を得て編成します。書面による調査には、本協会において行うものと申請機関の事務所で記録等確認するものがあります。事業場における調査の前に、事業場における調査の詳細計画を作成します。この計画に基づいて事業場における調査を行います。事業場における調査の終了後、調査チームが作成した指摘事項報告書を、申請機関に確認して頂きます。本協会は、この報告書を添付した調査報告書を申請機関に送付します。調査報告書に対する意見並びに指摘事項に対する是正処置を回答頂き、本協会がその回答を確認した上で、本協会の判定委員会の判定を経て主務大臣に調査結果を通知します。

備考：異議申立て、苦情及び紛争の取扱い

本協会の調査を受けた申請機関は、本協会の調査結果及びそれに至るまでの調査について異議等がある場合に、文書で異議等の申立てができます。その申立ては JAB SG200「認定に関する異議申立て及び苦情対応規定」に従って処理されます。

製品認証機関調査の業務フロー





公益財団法人日本適合性認定協会

〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2-3

NMF 芝ビル 2F

Tel.03-6823-5700 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。